

北光小学校 いじめ防止基本方針

〈いじめ防止のための基本的な姿勢〉

- いじめかもしれないという姿勢で子どもの立場に立ち対応します。
- いじめは絶対に許さない雰囲気づくりと指導を行います。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

〈学級・学年経営で大切にすること〉

子どもたちの「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組みます

- 授業改善を行い、子どもが活躍する場をつくります。
- 集団づくりの中で互いを認め合ったり、心のつながりをつくったりします。

1. 防止について

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
(「いのちの学習週間(6月・8月～10月・12月の年3回)」の取組、札幌市「子どもの命を見つめ直す週間(8月～9月)」の取組)
- ・温かな関わり、優しい言葉掛けを大切にし、思いやりの心を育てる。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を育てる。
- ・「分かる・できる・楽しい授業」を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・充足感を高める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や特別活動等の充実を図る。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や大人、友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

2. 早期発見・早期対応について

- ・児童の様子を多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・いじめに関するアンケート調査等(5月・9月・11月・2月)を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努める。
- ・困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめに関する情報があった場合は、管理職に報告するとともに、「生徒指導部(いじめ防止対策委員会)」を通して校内で情報を共有する。
- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者などから相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、周囲からの情報も含め問題を捉える。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、指導や対応の仕方について、学校と家庭で連携し合う。

【学校いじめ対策組織及び会議について】

3. 校内体制について

- ・「学校いじめ対策組織」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、生徒指導部員(養護教諭)、学年主任、スクールカウンセラー、SSW、その他関係の教職員とする。また、必要に応じて医師など外部専門家等も加える。
- ・本校では、生徒指導部が「学校いじめ対策組織」を兼ねる。
- ・いじめは、「学校いじめ対策組織」で対応していく。
- ・組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。校長が不在の場合は、教頭が責任者となり、必要に応じて校長と連絡を取りながら決裁を得る。

4. 学校いじめ対策会議について

- ・学校いじめ対策会議は、年間計画に位置付け、定例の会議を月1回開催する。
- ・いじめの認知及び解消(目安:3か月)については、学校いじめ対策組織で判断する。
- ・会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策会議で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- ・客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ・いじめに係るアンケート実施後(各学期の生活アンケート/悩みやいじめアンケート)、アンケート結果や面談等の内容について検討するために学校いじめ対策会議を開催する。
- ・学校いじめ対策会議においては会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録する。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、構成員全員がそろわなくても出席可能な構成員のみで臨時の会議を開催する。参加できない構成員には、会議日以外に個別に意見を求め、定例の会議で再度内容を確認する。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用して学校いじめ対策会議において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

5. 関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・学校で緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案の場合は、スクールカウンセラーやSSW、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含め連携して対応に当たる。
- ・PTAや地域には、必要に応じていじめ問題など健全育成についての協力をお願いする。
- ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に該当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

[参考] いじめ防止対策推進法 第23条第6項～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

6. いじめの定義について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われたものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツ少年団等、当該児童が関わっている他校の仲間や集団(グループ)など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【いじめ防止法第2条より】

7. インターネット上のいじめについて

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・情報モラルの推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

8. 解消について

- ・いじめ解消の目安である3か月に至るまでは、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、連携して指導と見守りを行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

1. 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
2. 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針より】

9. いじめ防止基本方針の児童及び保護者、地域等への説明について

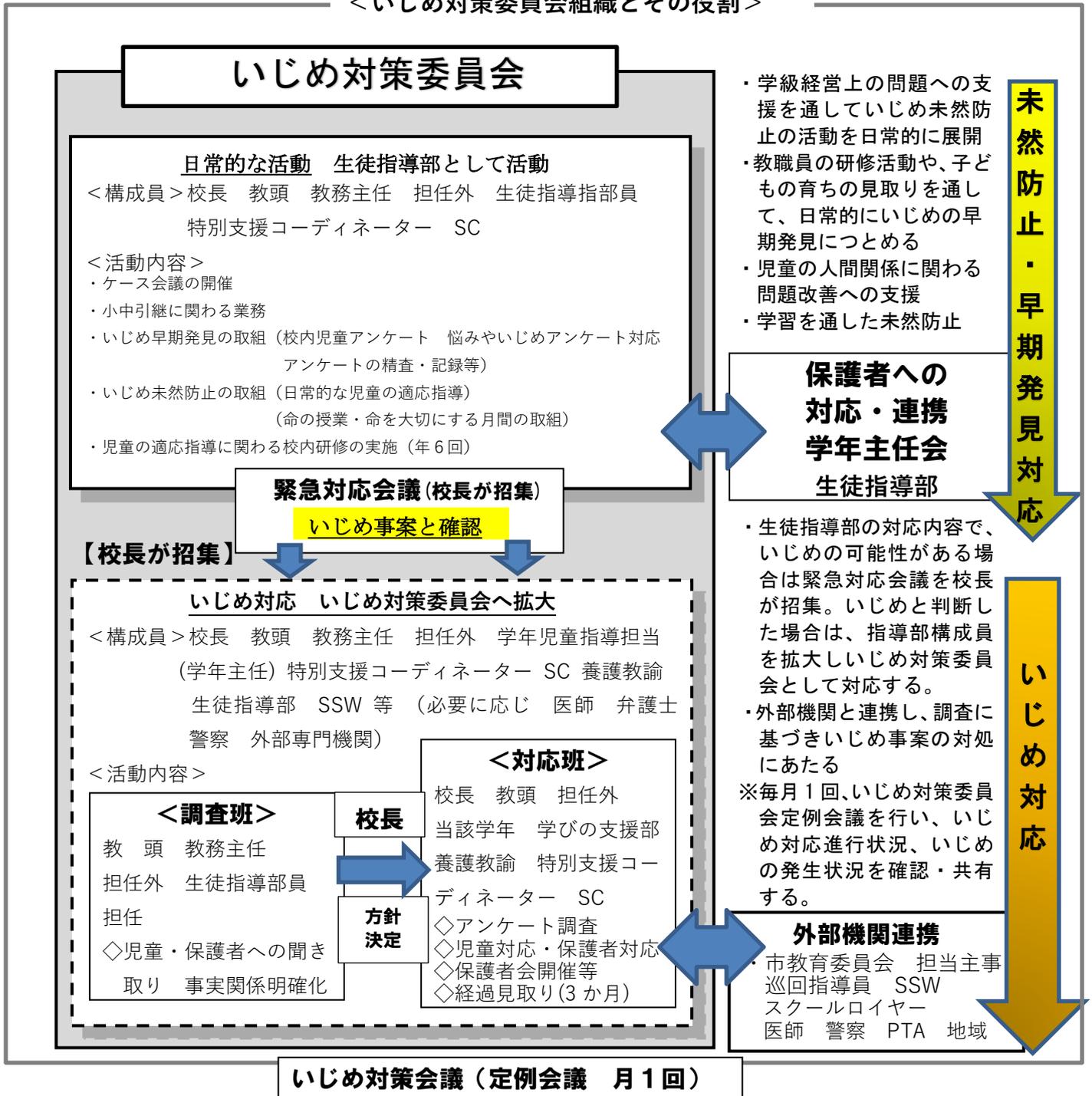
- ・入学時及び各年度の開始時に児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめ防止等の取組を推進する。
- ・保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携、協働していじめ防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針をHPに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

10. その他

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組は、学校評価項目に位置付け検証した上、取組の改善につなげる。
- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、進級や進学、転学の際に必ず引き継ぎ、指導や支援につなげる。
- ・アセスメントシートについては、児童の進級や進学、転学に当たって、次の学年、学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぐ。アンケートは3年間保管する。

11. いじめ防止等の対処の流れ

<いじめ対策委員会組織とその役割>

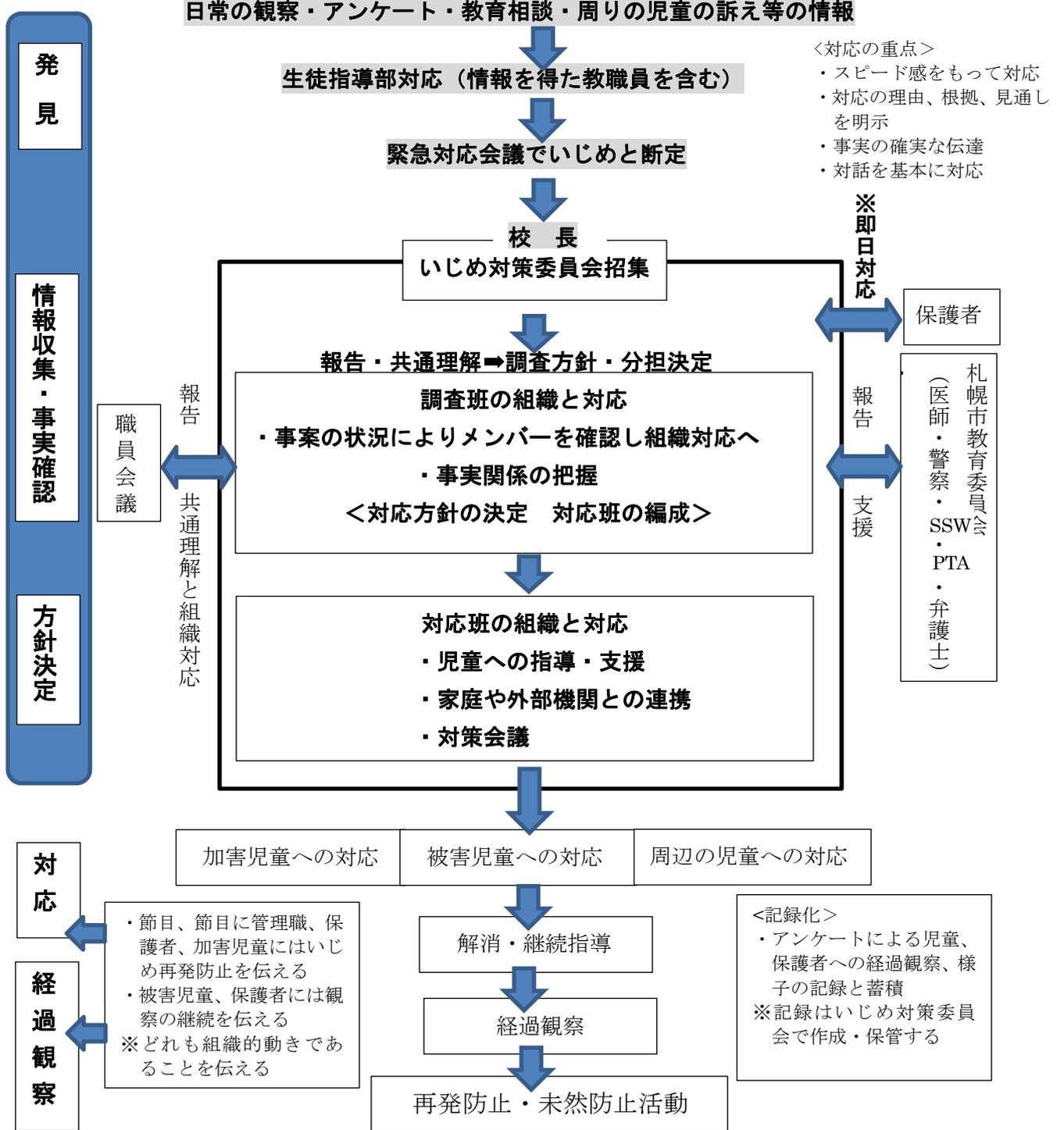


※情報を把握した時点で緊急性の高いと判断した事案やいじめの重大事態につながる事が懸念される事案は速やかに連絡する。重大事態とは以下のケースなどが想定される

1. 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
2. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

＜いじめ発見時の緊急対応（初期対応）及び継続対応フローチャート＞

校長のリーダーシップによる迅速な対応



いじめの認知、解決の状況、対応の件数は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文科省)」の様式にて市教委へ報告し指導・助言を仰ぐ。

【参考①】 子どものいじめに関わる悩みについての相談機関

名称	電話番号	受付時間
24時間子供SOSダイヤル 【全国共通】（文部科学省事業）	0120-0-78310 【通話料無料】	24時間
子ども安心ホットライン （札幌市児童相談所）	011-622-0010	24時間
いじめ電話相談 （札幌市教育委員会少年相談室）	0120-127-830 【通話料無料】	平日9:00～17:15
札幌市教育センター教育相談室 （札幌市教育委員会）	011-671-3210	平日8:45～17:15
子どもアシストセンター （札幌市子どもの権利救済機関）	0120-66-3783（子ども専用） 【通話料無料】	月曜日～金曜日10:00～20:00 土曜日10:00～15:00
子ども人権110番（札幌法制局）	0120-007-110 【通話料無料】	平日8:30～17:15
少年相談110番 （北海道警察本部少年サポートセンター）	0120-677-110 【通話料無料】 【携帯電話からは下記の番号へ】 011-242-9000	平日8:45～17:30
チャイルドラインほっかいどう	0120-99-7777	16:00～21:00 （年未年始はお休み）

【参考②】 子育てで悩んだ時の相談窓口

名称	電話番号	受付時間
札幌市教育センター教育相談室 （札幌市教育委員会教育相談担当課）	011-671-3210	平日9:00～17:15
札幌市児童相談所	011-622-8630	平日8:45～17:15
札幌市子どもアシストセンター相談専用ダイヤル （札幌市子どもの権利救済機関）	011-211-3783	月曜日～金曜日10:00～20:00 土曜日10:00～15:00
全国統一の教育相談ダイヤル	0570-078-310	
興正子ども家庭支援センター	011-765-1000	毎日8:00～18:00
羊ヶ丘児童家庭支援センター （YOU・勇・コール）	011-854-2415	毎日9:00～18:00
札幌南こども家庭支援センター	011-591-2200	24時間
札幌乳児院児童家庭支援センター	011-879-6264	緊急時24時間受付
札幌市子どもアシストセンター 相談メール	assist@city.sapporo.jp	

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 札幌市立北光小学校のいじめ問題に関する相談は、担任や相談しやすい教職員等に遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先 011-721-0377

[参考] 北光小学校HP ⇒ 『いじめ防止基本方針』

URL: <https://www16.sapporo-c.ed.jp/hokko-e/>

